

埼玉県警察における障害者活躍推進プランに基づく取組状況等
～障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項に基づく公表～

1 推進目標に対する取組状況

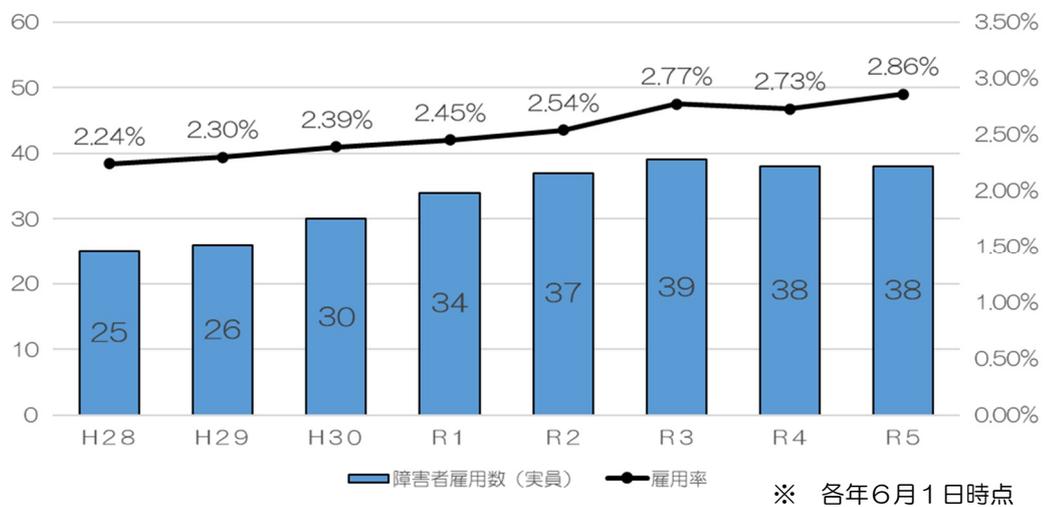
(1) 推進目標

埼玉県警察における障害のある職員の雇用率（警察官を除いた職員における実雇用率）を2.6パーセント以上とする。

(2) 令和5年6月1日時点における障害者雇用率等（会計年度任用職員を含む。）

ア 障害者雇用率 2.86%

イ 障害者雇用数 38人



2 令和4年度の主な取組状況

- 就労支援機関に障害者雇用の受験案内を配布したほか、障害者選考の対象者向けの個別相談会を実施するなど積極的な募集活動を行いました。
- 障害のある職員からの相談に対して、各支援担当課が連携し、職員の不利益とならないよう支援を行いました。
- 各種研修において、障害の特性に配慮した適切な対応について教養を行いました。
- 障害のある職員が配置されている所属において、オストメイトトイレの導入を決定したほか、車椅子の使用に配慮して執務室内の通路の間隔を確保するなど、配置されている職員の障害に応じた勤務環境の改善を行いました。
- 障害のある職員が相談できる各種相談窓口の活用を図るため、各種相談窓口一覧を更新し、各職場に周知を図りました。

3 その他

令和5年度も継続して障害のある職員がその能力を発揮して活躍できる職場環境づくりに組織全体で取り組んでいくこととします。